

令和2年3月4日

「訪問介護員による散歩の同行」の取扱い

山口市健康福祉部介護保険課

「訪問介護員による散歩の同行」については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられ、介護報酬の算定は可能とされている。

本市では、より具体的な「介護報酬を算定する条件」を定め、条件を満たした場合に算定可能としているが、今回ケアプランへの位置付け方法等、取扱いを追加し下記のとおり定める。

記

1. 取扱い内容（訪問介護、介護予防訪問介護の手引き 平成26年5月版12ページ）

【介護報酬を算定する条件】（変更なし）

次の（１）～（３）の全ての条件を満たした場合

- （１）リハビリテーションとは区別した上で、利用者の心身の状況、サービスの必要性、他のサービス（歩行訓練等）の検討、サービス担当者会議での多職種の意見等により適切にケアプランに位置付けがある。
- （２）利用者の自立した生活の支援に資するものであり、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りである。
- （３）単なる気分転換としての散歩・散策ではない。

【介護報酬を算定する条件取扱い】（今回追加部分）

（ケアプラン等への位置付け）

- ① ケアプラン第2表に、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）に対応する「長期目標」又は「短期目標」を達成するための手段として、具体的な援助内容（内容、種別、頻度、期間）が記載されていること。
- ② ケアプラン第4表に、訪問介護での散歩の必要性について議論されていること（医師の所見を含む）。医師の所見は、訪問介護（散歩）の必要性が分かるものであること。（主治医意見書も可）
- ③ 訪問介護計画書に、サービス提供内容及び報酬算定時間等が、できるだけ詳細に記載されていること。
- ④ ケアプラン等を変更した場合（軽微な変更を除く）は、その都度位置付けがされていること。

（安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り）

- ⑤ 自ら歩行する場合で、利用者の身体状況から（杖歩行も含め）安全に歩行できると判断される場合は、該当しない。
- ⑥ 何らかの目的地への移動手段として利用者に同行する場合は、該当しない。

(留意事項)

- ⑦ 適切なケアマネジメントが実施されていない場合や記録の不備の場合は、介護報酬の返還を求める場合がある。
- ⑧ 本取扱いは、令和2年4月以降に利用者の同意を得て交付(作成又は変更)したケアプランから適用する。
- ⑨ 本取扱いは、山口市の被保険者を対象とする。